



みなさんの妊活を応援します！

令和2年4月1日現在

～国東市不妊治療費助成制度のご案内～

国東市では、大分県と協力して、不妊治療を受けているご夫婦の経済的支援のため、特定不妊治療費の助成を行っています。さらに、国東市では大分県の助成対象以外の治療費も助成しています。

1. 国東市不妊治療費助成金の対象となる方

下記の①～④に全て該当する方

- ① 夫婦ともに、1年以上国東市に住民登録（国東市内に居住）がある
- ② 法律上の婚姻後1年以上経過している
- ③ 医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている
- ④ 大分県特定不妊治療費等助成金(※1)の給付決定を受けている

※1 大分県特定不妊治療費等助成事業については、下記までお問い合わせください
大分県東部保健所 国東保健部 ☎ 0978-72-1127

2. 助成対象となる不妊治療

医療保険適応外の特定不妊治療および一般不妊治療（詳細は裏面参照）

3. 助成額及び助成回数

上限50万円／回（1出産につき6回まで）

妻の年齢が40歳以上であるときは3回まで（詳細は裏面参照）

4. 申請に必要なもの

《申請者が準備するもの》

- ① 戸籍謄本
- ② 印鑑
- ③ 大分県特定不妊治療費等助成金給付決定通知書の写し（県に申請した方のみ）
- ④ 治療にかかる領収書の写し
- ⑤ 薬剤内訳証明書又は領収書（不妊治療に際し薬がある方のみ）
- ⑥ 振込みを行う銀行等の通帳（申請を行う本人名義のもの）

《市の窓口で準備しているもの》

- ① 国東市不妊治療費助成金申請書
- ② 国東市不妊治療費助成金交付申請に係る同意書
- ③ 医療実施証明書（人工授精の場合のみ）

5. 申請期間

不妊治療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内

《問い合わせ先・申請窓口》

国東保健センター ☎ 0978-73-2450
FAX 0978-73-2451